

● 韓国IPGの活動

- ・韓国実用新案法一部改正法律(案)の立法予告について 01
- ・今後の韓国知的財産法の主な改正について 04
- ・韓国IPG事務局員の紹介 05

● IPを知ろう

- IPニュース 05
- 「新・知財最前線は今」 07
 - 商標国際登録出願(マドプロ願)を行う際の注意点と回避策
 - 韓国グローバル企業の知財動向調査



韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



事務局からのお知らせ

秋深まる今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか？

11月13日に韓国IPGセミナー「近年の韓国特許判決の動向と商標・意匠・不競法ソリューション」を開催予定ですので、奮ってご参加ください。詳細については韓国IPGメンバーの皆様へメールでご連絡します。



CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



知財トリビア!

韓国特許庁が2021年度予算案として、国会に提出した金額はいくらでしょうか。

- ①3,130億ウォン ②6,060億ウォン ③8,270億ウォン

※ 回答は(6頁)下部に掲載しています。

● 韓国IPGの活動

韓国実用新案法一部改正法律(案)の立法予告について

韓国産業通商資源部は、2020年9月25日、実用新案法の一部改正法律(案)の立法予告(日本でいうパブリックコメント。期間は2020年11月4日まで。)を行いました。韓国実用新案法は、これまでも累次の改正が行われてきましたが、今般の一部改正法律(案)は、10数年に一度のレベルの大きな改正となりますので、詳細な内容をご紹介します。

なお、以下にご紹介する内容は、あくまで立法予告時点のものであって、今後意見提出の結果を受けて修正され得る点、一部改正法律(案)に関する意見に係る部分は、筆者の個人的見解であって、いかなる組織の見解を示すものでもない点、ご注意ください。

● 改正の背景

韓国の実用新案制度は、1909年に日本の実用新案法を実用新案令として公布、施行した際に導入され、1910年、日本の実用新案法がそのまま適用されることになりました。戦後の1946年には、米軍政庁のもと制定された特許法の中で「実用特許」と規定して保護されていましたが、1961年の法令整備によって、特許法とは別に独立した実用新案法が制定されました。

以後、韓国の実用新案法は審査主義を採用していましたが、出願件数の増加に伴う審査滞り解消のため、1998年法で無審査主義(現在の日本の実用新案法に類似の制度)へと変更されました。

その後、特許出願の審査処理期間が短縮されたことを受け、2006年の法改正で再び審査主義に回帰し、現在に至っています。

しかしながら、近年では、実用新案の出願件数は減少傾向にあり、2019年には5,447件(前年比12.6%減)まで減少していました。

このような状況の下、韓国特許庁は、韓国の実用新案制度は特許との差別性が足りず、実用新案であっても求められる進歩性の敷居が高いこと、また、技術的なアイデアの悪意的な模倣がスタートアップ企業の生態系を脅かしていること等の問題意識から、2019年1月に弁理士、教授などの専門家で構成された「小発明・アイデア保護フォーラム」を構成し、実用新案制度の改善議論を推進してきました。

特に、2019年11月18日に開催された「小発明・アイデア保護のための公開フォーラム」において、韓国特許庁は、進歩性を除外する代わりに韓国国内で最初に事業化したことなどを保護要件とした「事業化発明保護制度(案)」を提示し、「小発明・アイデ

アの創出・活用・促進のための事業化発明保護法（仮称）」制定に向けた意欲を見せました。

このフォーラムでの議論も踏まえ、2019年11月、韓国知識財産研究院は「『中小企業の小発明・アイデアを保護するための知的財産権制度の改善方案研究』に関する報告書」をとりまとめ、特許庁長宛てに提出しています。

報告書では、資本と人材が不足しているスタートアップ・中小企業等は、技術の難易度が低い小発明やアイデアを利用して市場を開拓して成長すること、現行の実用新案法は特許法と比較して、①保護対象が限定的で、②進歩性の判断における差別化が不足し、③保護期間が短い、点から実用新案制度を利用する実益が少ない一方、不正競争防止法による法的保護にも限界があること、を問題点として指摘し、小発明・アイデアの効率的な保護のための知的財産制度の改善を網羅的に検討するものとして、特定の結論は導かずに、以下に示す複数の改善方策が提示されました。

小発明・アイデアの保護制度の改善案（報告書第5章）

①実用新案制度の廃止

技術水準が低い発明について独占排他権を付与することは産業の発展を阻害するとして、制度を廃止する案

②-1実用新案制度の小幅改正案

目的、構成、効果の一部が異なる場合に進歩性を認める、先行技術の技術分野に制限を加える、引用文献の数を2つまでに制限する、先行技術の範囲を限定する、二次的考慮要素を積極的に認定する等により進歩性のハードルを特許よりも下げる案

②-2実用新案制度の大幅改正案

以下の要素を組み合わせ、実用新案法を大幅に改正する案

- ・法律名を、「小発明法」、「小発明保護法」等に変更する
- ・保護対象を拡大する（複数案あり）
- ・進歩性の判断を行わない（無審査主義も含め複数案あり）
- ・特許制度との連携
- ・技術水準が低い小発明の登録要件を下げる代償として権利期間の短縮（低レベルの進歩性の場合7年、新規性だけの審査の場合5年）
- ・料金の引き下げ
- ・均等論の排除による権利範囲の縮小
- ・権利行使の制限

③新法制定案

特許法、実用新案法とは別に「事業化発明保護法」を創設し、業として実施又は実施準備中の発明を保護する案（保護期間3～5年）

④不正競争防止法の補完案

アイデア公示制度、アイデア取引プラットフォーム、アイデア創作証明サービス、アイデア保護のための公的鑑定制度等を導入し、不正競争防止法を補完する案

● 今般の一部改正法律（案）による主な改正内容

上記の報告書の提出後、実用新案法の改正については、2020年3月に韓国特許庁が公表した「2020年度業務計画」で触れられた以外は公式な情報がない状態でしたが、韓国特許庁内で検討が進んでおり、今回の一部改正法律（案）につながったと見られます。

この一部改正法律（案）を見ると、上述の複数の選択肢のうち、②-2を選択して、洗練したもののように思われ、具体的には以下の改正内容が含まれています。

イ. 法律名等の用語変更（案第1条等）

一般になじみがなく「発明」との区別がつきにくい「考案」という語が、一般の国民が小発明保護の趣旨と「発明」との違いを直観的で明確に認識できる用語である「小発明」に変更されます。

本改正が実現すると、知財関係者にはむしろなじみの深い「実用新案法」という法律名はなくなり、「小発明保護法」という法律名に変わることになります。

ロ. 登録要件の緩和（案第4条第2項）

特許と実用新案は、法文上相互に異なる進歩性の水準を持っている一方、実務上その違いが曖昧であるだけでなく、使用者も体感できない実情を考慮するとして、公開された一つの小発明から極めて容易に発明できなければ、小発明の進歩性を認めるよう変更されます。

この変更により、技術水準の低い発明が保護されるようになる一方、権利の乱立が懸念されるところです。

ハ. 実施可否の審査（案第12条の2）

上記登録要件の緩和によって、NPE等による出願乱発が生じることを抑制するためとして、審査請求時に、出願された小発明を業として実施しているまたは実施準備中であることが求められるようになります。これにより、審査請求時には、実施しているまたは実施準備中

であることを証明する書類を特許庁長に提出することが新たに求められます。

二. 存続期間の短縮 (案第22条)

上記登録要件の緩和により私益と公益の適正な均衡を図り、事業化初期から製品が市場で定着するときまでの短い期間に排他的権利で保護しようとする改正の趣旨に合致するための制度変更として、存続期間が10年から5年に短縮されます。

ホ. 差止請求権の一部制限 (案第28条の2)

上記登録要件の緩和による不必要な紛争の発生を抑制するためとして、権利者等が登録小発明を業として実施する場合にのみ、差止請求権を行使できるように変更されます。

ヘ. 審査請求期間の短縮 (案第12条)

存続期間の短縮、出願人の実施準備期間の付与、請求範囲提出の猶予制度、外国語出願制度等を考慮し、審査請求期間が3年から1年2か月に短縮されます。

ト. 出願公開の拡大 (案第14条の2)

不良権利防止に向けた公衆審査の強化及び実施中の技術情報の迅速な活用のためとして、最先優先日から1年6か月以内であっても審査請求がなされた場合、直ちに公開されることとなります。

今般の一部改正法律(案)による主な改正内容

	(現行) 実用新案法	(改正法案) 小発明保護法
保護対象	・物品の形状・構造またはこれらの組み合わせに関する考案(第4条柱書)	・同左
登録要件	・新規性(公知・公開されていない発明)(第4条第1項) ・進歩性(通常の技術者が先行発明から、極めて容易に発明できないもの)(第4条第2項)	・新規性(公知・公開されていない発明)(第4条第1項) ・進歩性(通常の技術者が一つの先行発明から、極めて容易に発明できないもの)(第4条第2項)
審査請求	・出願日から3年以内(第12条第2項)	・出願日から1年2か月以内(第12条第2項) ・出願された小発明を業として実施しているまたは実施準備中であることが必要(第12条の2)
出願公開	・最先優先日から、1年6か月後または出願人が申請した場合に公開	・最先優先日から、1年6か月後もしくは出願人が申請または審査請求した場合に公開(第14条の2)
存続期間	・設定登録日から出願日後10年(第22条第1項)	・設定登録日から出願日後5年(第22条第1項)


救済手段	・差止請求権 ・損害賠償請求権など	・差止請求権(権利者等が登録小発明を業として実施する場合にのみ行使可能)(第28条の2) ・損害賠償請求権など
------	----------------------	--

上述のとおり、今般の改正法案は、特許制度は技術水準の比較的高い「発明」を、実用新案制度(改正後は小発明保護制度)は技術水準の比較的低い「小発明」をそれぞれ保護するという棲み分けを明確にするため、実用新案の登録要件を緩和することで特許との差別化を図る一方、緩和による弊害を抑えるために存続期間の短縮、差止請求権の一部制限、審査請求期間の短縮といった制限を加える内容となっています。

制度設計の過程では、物品の形状・構造またはこれらの組み合わせに限られている実用新案制度の保護対象を特許制度並みに拡大することも検討されていましたが、今般の改正法案には盛り込まれていません。

このような状況も踏まえると、今般の改正法案は、全体として抑制的な内容となっており、制度設計に苦心した跡が見て取れます。制度として魅力が増した部分と減じた部分が交錯しており、仮にこの内容で改正法が施行された場合でも小発明保護制度の利用が伸びるかどうか、評価は難しいところです。

今般の改正法案の日本企業等への影響については、現在、日本から韓国への実用新案登録出願件数は26件(2018年:日本国特許庁「特許行政年次報告書2020年版」による。)と、特許の15,595件(2018年:同)と比べてかなり少ないため、権利者側としては限定的なものになると思われる一方、韓国の個人・中小企業が技術水準の低い権利を取得し、日本企業に対して権利行使を行う可能性については、やや懸念されるところです。

今般の改正法案の新旧対照表の仮訳は、ジェトロ韓国知財ウェブサイト(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/law_amendments/2020/200925/12010714956.pdf)に掲載していますので、必要に応じてご参照ください。ただし、立法予告時点のもので、改正内容は今後変わり得る点、ご了承ください。 

[執筆者紹介] ジェトロソウル事務所 副所長 土谷 慎吾(つちや しんご)

2001年に日本国特許庁に入庁し、通信・半導体分野の審査官・審判官、(独)情報通信研究機構マネージャー、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月にジェトロソウル事務所に着任。

今後の韓国知的財産法の主な改正について

先にご紹介した実用新案法の大改正に加え、韓国の知的財産法関連では、現在国会審議中、立法予告中のものも含めて多くの法改正が予定されています。このうち、主なものを紹介します。

1. 公布・施行済み

・懲罰的損害賠償制度(商標法、デザイン保護法)2020年10月20日公布・施行

特許法、不正競争防止法については、2019年7月9日施行済みで、これを商標法、デザイン保護法にも拡大する内容となっています。

2. 公布済み・施行待ち

・生産能力を超える部分への損害賠償の拡大(特許法) 2020年12月10日施行予定

特許権者が特許権の侵害者に対して損害賠償を求める際、従来は特許権者の生産能力を超える部分について請求することができませんでしたが、本改正によって、超過部分についても「特許発明の実施について、合理的に受けることができる金額」(実施料相当額)を請求できるようになります。2020年4月1日に施行された日本の改正特許法第102条と同様の改正です。

3. 国会審議中

・オンライン上での商標権侵害行為防止

オンライン上での商標権侵害行為を防止するため、オンラインサービス提供者による侵害行為及び責任制限規定を設けることにより、商標権等に対する権利保護を強化しようとするものです。

・生産能力を超える部分への損害賠償の拡大(商標法、デザイン保護法、不正競争防止法)

上述の特許法改正と同様の改正を商標法、デザイン保護法、不正競争防止法についても実施しようとするものです。

・査証制度の導入(特許法、実用新案法)


特許権、実用新案権の侵害訴訟において、侵害に関する証拠を確保するために専門家による事実調査制度を導入し、侵害行為が行われている相手方の工場等に対する実効的な証拠調査を可能とするもので、2020年4月1日に施行された日本の改正特許法第105条の2と類似する内容です。

・保護対象範囲拡大(デザイン保護法)

投影時計、レーザーバーチャルキーボード、ホログラム等の新技術を基盤とするデザインが保護されるよう、画像を独立した別個のデザインとして規定し、操作又は表示画像に限ってデザイン権の保護を受けられるようにする等するもので、2020年4月1日に施行された日本の改正意匠法と同趣旨の改正です。

4. 立法予告中

・実用新案法の大改正(実用新案法) 立法予告期限: 2020年11月4日

詳細は先の記事を参照ください。 

韓国IPG事務局員の紹介

前号でお伝えしたとおり、韓国IPG事務局(ジェトロソウル事務所 知的財産チーム)に日本国特許庁から土谷が着任しました。これを機に、韓国IPG事務局のメンバーを改めてご紹介させていただきます。



土谷慎吾(ツチャ・シゴ)

2001年に日本国特許庁に入庁し、通信・半導体分野の審査官・審判官、(独)情報通信研究機構マネージャー、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月にジェトロソウル事務所に着任しました。知的財産の専門家として、韓国の知的財産に関心を持つ皆様のお役に立てれば幸いです。よろしくお願いいたします。

曹恩実(チョウ・ウンシル)


知財チームに配属された当時は、なじみのない部署で大変心配しました。10年経った今でも知財について勉強しながら業務を行っています。知財に関する知識の取得や知財業務は非常に魅力的でやりがいのある仕事だと思います。これからも皆様に役に立てるよう、頑張って業務に励みたいと思います。

柳忠鉉 (ユ・チュンヒョン)

日本で大学を卒業した後、ジェトロソウルに入所しました。最初の5年間は調査チームで、あらゆる産業分野における調査経験を積んだ後、知財チームに配属されて4年ほど経ちました。在韓国日系企業はもちろん日本国内でも韓国の知財情報に対するニーズが多いことにやりがいを感じる日々です。今後もそのニーズを満たすことに万全を期す所存です。

李知恵 (イ・ジヘ)

知財関連ニュースの情報収集や翻訳を担当しています。通訳翻訳大学院で日本語通訳を勉強しました。去年12月に入所して、まだ1年も経っていませんが、毎日知財に関する新しい知識を学ぶということで楽しく仕事をしています。私の翻訳がチームの業務に役立つよう、これからも頑張りたいと思います。

韓国IPG事務局(ジェトロソウル事務所 知的財産チーム)では、韓国の知的財産制度に関する最新情報をお届けする、模倣品など知的財産に関する問題のご相談をお受けする等、韓国の知的財産に関心をお持ちの皆様のお役に立てるよう、日々様々な活動を行っています。韓国の知的財産関連でご興味やお困りのことがございましたら、遠慮なくご連絡ください。 

【韓国の知的財産に関する情報】

ジェトロ韓国知財ウェブサイト:

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip.html>



【連絡先】

電話 (日本語、韓国語ともに対応可) :

- ・ 02-3210-0195 (韓国国内から)
- ・ +82-2-3210-0195 (日本を含む外国から)

電子メール:

- ・ kos-jetroipr@jetro.go.jp



※ジェトロ韓国知財ウェブサイト毎日発信している知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「ニュース速報」をご覧ください。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/>

① 特許庁、出願人とコミュニケーションする協議審査を試験的に実施する | 韓国特許庁 (2020.7.20.)

韓国特許庁は、融合・複合技術の出願に対して出願人が申請する場合、3人の審査官が議論に参加して迅速かつ正確に審査する「コミュニケーション型協議審査」を試験的に実施すると発表した。これまでは審査官が対象を選定して協議で審査してきたが、これからは出願人が申請する場合にも審査できるように拡大される。出願人は、特許庁の融合複合技術審査局で審査する出願に対し、「面談」を申請することで、簡単に3人の協議審査を申請することができる。

「面談」は「特許路」の「申請/提出」-「審査申請」のメニューから申請することができ、別途の手数料はかからない。ただし、運用の初期段階であるため、(1)3人協議の必要性が認められること、(2)代理人が参加することの二つの要件を満たしている場合に限り試験的に運営される。

また、映像会議、電話面談などの非対面面談もできるため、新型コロナウイルスを心配することなく安全に利用することができる。

② 不正競争行為の申告、新型コロナウイルスの余波でも増加中

| 韓国特許庁 (2020.7.28)

特許庁は不正競争行為申告センターの受付件数が200件(2020年6月1日基準)を超えたと明らかにした。不正競争行為調査制度が本格的に施行された2017年12月以降、約2年6ヵ月ぶりに成し遂げた成果であり、特許庁では調査制度の運営における肯定的な信号と評価している。2020年は新型コロナウイルスの余波により対面調査などが容易ではなかった事情を鑑みると6月1日の200件目の受付に続き、2020年上半期の受付件数(60件)が2019年全体の受付件数(66件)に近づいている(約91%)など、申告が増加しており、調査制度が経済的弱者のための権利救済手段として位置づけられていると見られる。

③ 特許庁の特別司法警察、SNSライブ放送を利用して模倣品を流通した一家4人を検挙 | 韓国特許庁 (2020.8.13)

韓国特許庁の産業財産特別司法警察(以下、「特司警」)は、インスタグラムなどSNSのライブ放送を通じて模倣品を広報し販売した一家4人を商標法違反の疑いで摘発して検察に送致したと8月13日に発

表した。

主犯のAさん(34歳、女性)と共犯のBさん(38歳、女性、Aさんの姉)を拘束し、共犯のCさん(35歳、男性、Aさんの夫)と共犯のDさん(26歳、女性、Aさんの妹)を在宅起訴の意見で検察に送致した。彼らは2018年6月から2019年11月まで偽装した家の秘密作業場で配送作業を行い、シャネルバッグなど海外ブランド品の模倣品、約2万6,000点(正規品の市場価格で625億ウォン相当)をSNSチャネルで販売した疑いがある。特司警は、最近急増傾向を見せているSNSなどでの模倣品に対するオンライン流通事例に注目し、捜査力を集中させ、約1年8ヵ月の長期にわたる追跡・監視を行って被疑者および秘密作業場の家宅捜索を実施し、一家の犯行を突き止めた。彼らが現場に保管していたシャネルバッグなどの模倣品1,111点(正規品の市場価格約24億ウォン相当)を押収し、模倣品約2万6,000点(正規品の市場価格約625億ウォン相当)の販売内訳も確保した。

④ 9月1日からデザイン出願がよりしやすくなる! | 韓国特許庁(2020.8.31)

韓国特許庁は、デザイン出願がより簡単かつ便利になるよう、9月1日以降の出願からデザイン図面の提出要件を大幅に緩和すると発表した。今後、書体デザインを出願する際に、フォントファイル(TTF)をそのまま提出することができるようになる。これまでフォントファイルを開発・製作してからデザインを出願する際には、図面を追加作成しなければならないため不便だったが、フォントファイルの提出が許容されることにより、別途の図面を作成する時間とコストを削減することができるようになった。また、デザインを出願する際に、3次元(3D)立体ファイルで図面を提出して補正しようとする場合には、これから2次元(2D)ファイルの図面の提出が可能になり、2次元ファイルで図面を提出した場合には、3次元立体ファイルの図面による補正が許容される。現在はデザインを出願してから補正する際に、出願した図面の提出ファイルと同じ形式のファイルでのみ提出しなければならないという制約があったが、今後はこのような制約が解消され、出願人の利便性に応じて、ファイルを選択することができ、より便利に補正することができるようになる。

そしてデザイン出願書に「国家研究開発事業」、「デザイン移転希望」事項の記載が許容される。このような記載は、デザイン公報により多数の人々に知らせることができるため、デザイン権の広報および取引活性化にも役立つと期待される。IPG

⑤ 特許庁、急増する模倣品のオンライン流通根絶に乗り出す

| 韓国特許庁(2020.10.14.)

韓国特許庁は、10月14日(水曜)午前8時30分に政府ソウル庁舎で国

務総理が主宰する新型コロナウイルス感染症中央災害安全対策本部の会議で、「模倣品のオンライン流通防止対策」を確立して発表したと報道した。

新型コロナウイルスの拡散により、オンラインショッピングモールでの取引ブームに伴って、2020年8月までのオンライン模倣品に対する通報件数は、前年同期に比べて204.4%に急増した。しかし、捜査人材の不足により、通報件数の2.8%しか捜査に着手することができず、未処理通報件と内部からのモニタリングに対しては、取り締まり支援人材が掲示物の削除、ウェブサイトの閉鎖などの販売制裁措置を取っている状況である。そこで、特許庁は限られた取り締まりの人数で急増する模倣品のオンライン流通を効率的に遮断し、消費者の被害を最小限にするため、今回の対策を設けた。



知財トリビアの回答

正解は②6,060億ウォン(約562億円)です。主な内訳をみると、特許を基盤にした研究開発への支援(286億ウォン)、海外の知的財産権保護(218億ウォン)、有望な中小企業の海外特許確保への支援(138億ウォン)となります。(2020年9月9日付け知的財産ニュースに掲載)

File No.137

商標国際登録出願（マドプロ出願）を行う際の注意点と回避策



日本から韓国に商標出願するルートは、韓国特許庁への直接出願と、国際登録出願（マドプロ出願）とがあります。日本から韓国へのマドプロ出願件数は5年前と比較して約50%増加しています。商標出願全体の件数が20%強の伸びであることから、相対的に直接出願よりマドプロ出願の利用割合が増加していることとなります。マドプロ出願は、低コスト、手続きの簡便性、登録後の管理の利便性などでメリットがあり、この増加傾向は今後も続くことでしょう。しかしマドプロ出願を行う際には、あまり知られていない注意点があり、その回避策と一緒にご紹介します。

1. 分割出願ができない！

直接出願では、いくつかの指定商品についてのみ拒絶理由が存在し、その解消が難しいか、解消に時間がかかる場合には、分割出願が有効です。しかしマドプロ出願は韓国国内段階では制度上、分割出願ができず、拒絶理由がない商品まで含めて全て拒絶されるリスクを負うか、拒絶理由がある商品を削除する対応を取らざるを得ないという注意点があります。


マドプロ出願において、拒絶理由のない商品については安全に登録を確保しつつ、拒絶理由のある商品について、分割出願のメリットである「原出願日の維持」をしたい場合には、拒絶理由のある商品について出願人名義変更をする方法があります。そうすることで別出願として扱われ（元の国際登録番号の末尾に「A」が付されます）、新たに審査されます。ただし、この方法を用いる場合には、代わりに国際登録出願人になってくれて、商標登録後に権利を返してくれる信頼ある人が必要であることは言うまでもありません。

2. 取りたい商品が十分に保護されるか？

韓国をはじめ各国特許庁に認められる商品の名称は、その国の特許庁ホームページなどで簡単に調べることができます。認められた商品の名称だけを用いて指定することにより、商品記載が不明であるという拒絶理由を容易に避けることができます。しかしながら、商品名が同じであっても、その名称でカバーされる範囲が国ごとに異なる場合があることには、注意が必要です。

たとえば、日本で第21類の「化粧用具」で商標登録し、これを基礎に「cosmetic and toilet utensils」を指定して国際登録すれば、「soap holders and boxes（せっけん入れ）」「tooth brushes、non-electric（歯ブラシ）」「shaving brushes（ひげそり用ブラシ）」も当然保護されるものと考えられるでしょう。しかし、これらの商品は、韓国では「化粧用具」に分類されて

いないため、保護を受けることができません。

したがって、マドプロ出願の基礎となる日本出願を行う時点で、日本のプラクティスだけでなく、外国のプラクティスも念頭に置いて商品を指定することがベストですが、現実的には簡単ではありません。上記の例で実際に保護を受けたい商品が「歯ブラシ」であるならば、むしろ韓国に新たに直接出願したほうがよいでしょう。 

特許法人 Y.S. CHANG / 崔ジョン娟（チェ・ジョンヨン） 弁理士

延世大学国語国文科卒（法学/日本学/英語英文学士学位を保有）、日本商標協会メンバー。専門は商標。

（監修：日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所前副所長 浜岸広明）

File No.142

韓国グローバル企業の知財動向調査



韓国のグローバル企業は、特許、デザイン（意匠）、商標の各分野で自社の知財戦略を立て、グローバル出願を行っています。この度、「韓国グローバル企業の知財動向調査」（特許庁委託事業）を実施し、これらグローバル企業がどのような戦略を用いて、海外の知的財産権を確保しているのかについて調査しましたので、その概略をご紹介します。

1. 特許出願動向

<サムスン電子>

最近5年間(2014～2018.6)の韓国国内の出願件数が、年々減少する一方、国内出願の95%以上を基礎として海外出願を行っており、特許権の量的成長から質的成長戦略に転換していることが分かります。また、伝統的な強みを持つ半導体分野の出願の割合を高く維持しながらも、最近強化している新事業分野である自律走行、ホログラム、フレキシブルディスプレイ分野の出願が急増しています。

<LG電子>

最近の携帯電話分野での苦戦を反映するかのようになり、携帯電話分野の出願件数が急落しており、5Gなど通信システム分野の海外出願の割合が大きくなっています。また、電池、ロボット、自律走行分野などの新技術関連その他の分野の出願の割合が、従来の移動/情報機器出願の割合を超えており、事業ポートフォリオの転換が予測されます。

〈LG化学〉

最近、世界的に化学、バイオ分野の重要性が高まっていることを反映して、活発に国内外の特許権確保に乗り出しています。また、伝統的な石油化学分野の出願の割合が減少する一方で、自動車用2次電池とIT製品関連の出願の割合が増加しており、これに関連して、中国出願の割合も増加しています。

〈現代自動車〉

他のグローバル企業と比べて、PCT（国際特許）出願の活用率が極めて低く、ターゲット国に特化した技術を特定の国を中心に申請していることを示しています。例えば、日本の場合は他の国と比べて、水素自動車の出願比率が高く、これを反映するかのように、最近水素自動車モデルを使用して、日本市場に再進出しています。

〈ポスコ〉

PCT出願が4年間で3倍以上増加するなど、海外の特許権確保に積極的に乗り出しており、その中で、中国出願の割合が他の国をはるかに圧倒しています。また、ポスコは海外出願のほとんどをPCTを通じて出願しており、熱延、厚板、線材など、様々な技術分野で均一に出願が行われています。

2. 意匠出願動向

〈サムスン電子〉

家電機器よりも移動/情報機器を中心に意匠出願が行われていますが、2016年以降は全般的に出願件数が減少しています。また、欧州、米国では年間通常500件以上意匠出願を行っていますが、日本での意匠出願件数は年間100件未満と、それほど多くありません。海外意匠出願の際には、ハーグ（国際意匠）出願を多く活用しており、2017～2019年では第1位でした。

〈LG電子〉

移動/情報機器よりも家電機器の意匠出願が多く、欧州、米国では年間通常300件以上の多くの出願をしていますが、日本では、年間150件未満と多くありません。海外意匠出願の際、ハーグ出願を多く活用しており、2017～2019年では第3位でした。

〈現代自動車〉

現代自動車は、中国に年間100件以上の意匠出願をしていますが、日本では意匠出願をほとんどしていません。2017年以降、欧州での出願が100

件以上へと増加しました。海外意匠出願の際、ハーグ出願を多く活用しており、2017年～2019年では第50位でした。

3. 商標出願動向

〈CJ〉


韓国の代表的な食品企業で、海外主要国の中で、中国には年間50～100件と比較的多くの商標出願を行っていますが、日本、米国および欧州での商標出願件数は、年間50件未満と多くはありません。

〈LG生活健康〉

韓国の代表的な化粧品および生活用品企業で、年間1,000件以上韓国国内で商標出願を行っていますが、米国、日本、欧州での海外出願は活発ではありません。海外の主要国の中では、中国での商標出願が最も多く、年間300件程度です。

〈アモーレバシフィック〉

韓国の代表的な化粧品企業で、年間500件～1,000件ほど、韓国国内で商標出願を行っていますが、米国、日本、欧州での海外出願は活発ではありません。主要国の中で、中国での商標出願が最も多く、年間200件以上出願しています。

「韓国グローバル企業の知財動向調査」の報告書は、ジェトロ韓国知財ウェブサイト (<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>) に掲載していますので、是非ご覧ください。 

韓洋国際特許法人 / 姜錫勳 (カン・ソクフン) 弁理士 (特許)、李智瑛 (イ・ジヨン) 弁理士 (デザイン・商標)、
(監修: 日本貿易振興機構 (ジェトロ) ソウル事務所知的財産チーム)